

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。

まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。

また、経営環境の変化に対して、迅速な意思決定および業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。

さらに、コンプライアンス体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

今後も、会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境整備】

当社の株主における機関投資家や海外投資家の構成比率はそれぞれ10%以下で相対的に低い状況であります。このため、業務効率面から招集通知の英訳や電子投票のインフラ整備を行っておりません。今後、この状況の推移を見ながら電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォーム利用等)や招集通知の英訳について実施すべきかどうか検討してまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、事務管理部執行役員、経理部執行役員において企業年金の安定的な運用ができるよう、四半期に一度の定例運用報告会にて、リスクや運用状況をモニタリングしております。

しかしながら、「運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置」といった面では、引き続き、人事面や運用面の仕組みの確立に向けた取組みを進めてまいります。

【補充原則3-1-2 海外投資家の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

当社の株主における海外投資家の構成比率は10%以下で相対的に低い状況であります。このため、業務効率面から英訳の情報開示を行っておりません。今後、この状況の推移を見ながら実施すべきかどうか検討してまいります。

【補充原則4-1-3 取締役会による最高経営責任者の後継者計画の監督】

当社は、個々の業務執行取締役の責務を明確化し、それらの責務に対する評価を通じて後継者の育成検討を進めておりますが、後継者計画および後継者の育成について十分な議論がされているとは言えないため、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。

【補充原則4-2-1 持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬】

当社は経営陣幹部・取締役の報酬には、現時点ではインセンティブとしての要素は含まれておりませんが、持続的な成長に向けて機能するよう、取締役会で十分審議した上で、代表取締役社長が決定しております。今後、任意の諮問委員会の設置を検討するとともに、それを通じて報酬制度の見直しも検討してまいります。

【補充原則4-3-3 取締役会によるCEOの解任】

設定した目標や期待した成果と取組みの結果(毎期の業績、戦略の遂行状況等)を定期的に取締役会で審議し、目標未達や取組結果不十分の際に、組織運営や資質面を総合的に勘案し、改善が期待できないと結論した場合、もしくは、取締役の職務執行に不正または重大な法令・定款違反があった場合は、取締役会で株主総会に対する解任議案を決議できることとしております。

【補充原則4-8-1 独立社外者のみを構成員とする会合の開催】

当社の独立社外取締役は2名ですが、現時点におきましては、独立社外者のみを構成員とする定期的な会合は開催しておりません。しかしながら、独立社外取締役は相互に適宜連絡・意見交換を行っており率直かつ有益な意見の形成・共有がなされ、取締役会における議論に積極的に貢献できております。今後、独立社外取締役の増員状況を見て独立社外者のみを構成員とする定期的な会合の開催を検討してまいります。

【補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役の決定】

当社の独立社外取締役は2名であり、現時点におきましては「筆頭独立社外取締役」を決定するなど特別な体制整備は行っておりませんが、当社の独立社外取締役は、経営陣との連絡・調整は必要の都度行っております。また、監査役会との連携においては、毎月定期的に開催される経営会議や取締役会の開催日当日に意見交換を行っております。

【補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会は設置しておりません。経営陣幹部・取締役の指名・報酬について取締役会の審議を行うに先立ち、代表取締役社長は、独立社外取締役と事前に意見交換を行い適切な助言を得ております。このように、取締役候補の選任や取締役の報酬について、独立社外取締役の適切な助言を得ていることから、これらに係る取締役会の機能は果たされているものと考えておりますが、更なるガバナンスの向上を目指し、今後、任意の諮問委員会の設置を検討してまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中期経営計画(3か年計画)を策定しております。同計画ではROE・営業利益率・経常利益率・EPSを経営指標として定めております。今後、自社の資本コストを的確に把握した上で、適宜、同計画の見直しを行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

1 政策保有株式に関する方針

当社の政策保有株式は、お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となるものを対象としています。直近事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、処分・縮減する方針としています。

2 政策保有株式に係る検証内容

2017年度末における政策保有株式の総資産額に対する比率は0.3%に留まっており、影響は極めて小さい状況です。

当社は政策保有株式の検証に当たっては、毎年、保有株式ごとに保有に伴うベネフィットやリスクが資本コストに見合っているか、および中長期的な関係維持、取引拡大等の目的に沿っているかを基に、毎事業年度ごとに取締役会で精査、見直しをしております。2017年度においては、この精査の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しております。

3 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権行使につきましては、政策投資保有目的の達成状況ならびに政策保有先の経営状況等を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との競業取引および利益相反取引については、事前に取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規程に定めております。また、関係会社管理規程により、当社と当社の関係会社間の取引は、商業ベースによる相互対等の取引を行うこととし、関係会社の適正利潤確保に配慮することを原則とし相互に不利益が生じないように定めております。その他、当社および関係会社役員に関しては毎事業年度ごとに関連当事者取引に関する調査を実施し、当社との取引の有無(取引がある場合はその重要性に係らず全て)について監視を行っております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

1 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

IT(Information Technology: 情報技術)は、今や社会のあらゆる分野に使用され、重要な社会基盤の一つとなりました。また、私たちの日常生活をも大きく変化させるほど、急速な発展を遂げ変化し続けています。この変化する時代のなかで多種多様で複雑化したニーズをキャッチするために私たちは人間にしか生み出せない「知恵」と「創造力」で立ち向かわなければなりません。当社は、ITのプロフェッショナルとしての「確かな情報」と「確かな技術」で常に新たな時代を切り開いていきます。そして、常に顧客の抱える問題に対し最適なソリューションを提供し続けることを企業の使命とし、企業の発展・継続を実現してまいります。なお、当社のホームページ(URL:<http://www.sr-net.co.jp>)において、企業理念を掲載しております。また、経営戦略(基本方針)、経営計画につきましても当社ホームページ決算説明会資料のなかで掲載しております。

2 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」記載のとおりです。

3 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

株主総会にて決定した報酬総額の限度内で、経営成績、世間相場等を勘案のうえ、各取締役の報酬は取締役会で審議の上、代表取締役社長により決定し、各監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

4 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

ア) 執行役員候補者の指名方針と手続き

当社では取締役会による意思決定と業務執行の役割を分離し、業務執行機関として執行役員制度を導入しております。当社執行役員は、取締役会が意思決定した経営の基本方針に基づいて業務執行を実施するものとしております。その選任については、人格ならびに識見ともに優れ、その職責を遂行することのできる者とし、代表取締役の提案によって取締役会で決議しております。

ア - 1) 執行役員の解任方針と手続き

執行役員の任期は1年であり、設定した目標や期待した成果と取組みの内容(毎期の業績、課題の遂行状況等)を定期的に取締役会で審議し、目標未達や取組内容が不十分の際に、組織運営や資質面を総合的に勘案し、改善が期待できないと結論した場合、もしくは、執行役員の職務執行に不正または重大な法令・定款違反があった場合は、取締役会で解任を決議できることとしております。

イ) 取締役・監査役候補者の指名方針と手続き

当社の取締役候補者の指名については、活発な審議と迅速な意思決定ができるよう、定款で上限を11名としております。代表取締役が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

また、監査役候補者の指名については、監査役の機能強化を図るため、定款で上限を5名としております。監査役会で協議し同意した内容を株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

また、指名においては、適確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しております。特に、社外役員の指名については、豊富な経験と専門的な知見に基づく客観的な助言ならびに、社外取締役は経営監督、社外監査役は経営監査という機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを前提に検討しております。

イ - 1) 取締役の解任方針と手続き

設定した目標や期待した成果と取組みの結果(毎期の業績、戦略の遂行状況等)を定期的に取締役会で審議し、目標未達や取組結果不十分の際に、組織運営や資質面を総合的に勘案し、改善が期待できないと結論した場合、もしくは、取締役の職務執行に不正または重大な法令・定款違反があった場合は、取締役会で株主総会に対する解任議案を決議できることとしております。

5 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役の個々の選任にあたっての説明に関しては、当社ホームページ(URL:<http://www.sr-net.co.jp>)の株主総会招集通知に記載しております。また、執行役員については、上記4ア)を踏まえて選任・指名された者は、当社ホームページへ掲出および有価証券報告書の「役員の状況の脚注欄」に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会から経営陣への委任範囲】

当社では、取締役会は、法令、定款で定められた事項のほか、決議事項については取締役会規程にて具体的に定められた経営上の重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置付けております。経営陣に委ねる委任の範囲については、職務権限規程で明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の選定にあたり、会社法上および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の独立性判断基準を満たすことを要件とし、その上で、高い専門性と豊富な経験に基づき客観的かつ中立な見地から当社経営陣に対して率直な意見具申ができることを重視しております。なお、当社の独立性判断基準は下記のとおりです。

<独立性判断基準>

- 1 当社株式議決権の10%以上を有する大株主(あるいは大株主である団体に現に所属し、または過去に所属していた者)でないこと。
- 2 過去3会計年度において、当社の連結売上高の10%を超える取引先に現に所属し、または過去に所属していた者でないこと。
- 3 現に契約している会計監査法人、税理士事務所、弁護士事務所に所属し、または過去に所属していた者でないこと。
- 4 1乃至3に該当する場合でも、当該団体を退職後10年以上経過していること。
- 5 当社より過去3会計年度において年間2,000万円を超える寄附を受けた団体に所属していた者でないこと。
- 6 その他当社および関係会社と重要な利害関係にない者。

【補充原則4-11-1 取締役会の構成に対する考え方】

当社取締役会は、活発な審議と迅速かつ的確な経営判断が行えるよう高度な専門性を有する社外取締役を複数名(2名)選任し、経営監督体制の強化を図っております。社内取締役においては、業務全般の知識・経験のバランス感覚と適正な監督を行うための見識や能力を有することが重要であると考えております。

多様性については性別・国際性に関わらず求められる見識や能力を具備していることを重要視しております。現在、女性の役員として取締役1名と、監査役1名を選任しております。

また、定款にて取締役の数を11名までと定め、迅速な意思決定や監督を行うために十分な多様性を確保できること、取締役会において独立社外取締役による議論の活性化を図れるよう努めております。取締役の選任に関する方針・手続については、【原則3-1 情報開示の充実】4イ)取締役・監査役候補者の指名方針と手続きに記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任】

当社社外取締役・社外監査役は、その役割・責務を適切に果たすため各種主要な会議等(経営会議、危機管理委員会等)に出席し、客観的な視点で経営の適正性、効率性および公正性に関する助言や提言を行っております。また、一部の取締役はグループ経営の一環として子会社の役員を兼任しております。他の会社の役員を兼任する場合は、上場会社2社までとしております。当社は、毎年事業報告にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性分析・評価】

当社は、毎事業年度ごとに、基本方針および基本施策を策定し、事業年度末にその基本施策の達成状況について取締役会にて自己評価を行っております。

自己評価の結果は、翌事業年度の基本方針および基本施策の策定に反映しております。

また、各取締役は毎事業年度ごとに、業務執行状況について監査役会へ報告し、監査役会はこの報告を受け、取締役の業務執行状況について個別に面談を実施し確認しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役および監査役が会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、次に掲げる方針に基づき、研修等の機会を提供することとしております。

- 1 新任の取締役・監査役が就任するにあたり、取締役または監査役に求められる役割・責務についての理解及びコンプライアンス意識を向上させるため、社内研修の実施、外部研修への参加を促しております。
- 2 新任の社外取締役・社外監査役が就任する場合は、当社グループの組織、事業、制度、財務状況などについての説明を行うとともに、各事業所や子会社の見学などを実施することにより、当社グループの事業の実態について理解を深められるように努めております。
- 3 上記1、2の研修は新任時に限らないものとし、任期中において必要と判断された場合は都度実施しております。
- 4 取締役および監査役が外部の研修などに参加した場合、当社が必要と認める範囲において、その費用を負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

- 1 株主との対話については、決算説明会や株主通信の発行などにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めております。
- 2 株主との対話の充実を図るため、電話、FAX以外に当社のホームページ上にIRお問い合わせ窓口(メールアドレス)を設置しております。
- 3 株主からの意見・問合せ等は、IR担当役員が対応しております。株主の意見等を台帳に記録し必要に応じて、経営陣幹部・取締役および関係部門へフィードバックし、情報の共有を図っております。
- 4 当社では、決算情報等の株価に影響を与える情報の漏えいを未然に防止し、公平性を確保するため沈黙期間を設定しております。この期間中のお問い合わせに対する回答や個別ミーティング、アナリスト説明会などの開催は控えさせていただいております。また、内部情報管理規程にて情報の統括管理を実施し、インサイダー情報の管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田敏行	782,300	18.71
システムリサーチ従業員持株会	342,732	8.19
伊藤範久	225,000	5.38
布目秀樹	162,600	3.89

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	138,800	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	108,100	2.58
株式会社豊通シスコム	100,000	2.39
大澤日出巳	91,500	2.18
久保田信治	65,600	1.56
有限会社福田商事	60,000	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安井悟	他の会社の出身者													
近藤登	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安井悟			安井悟氏は、保険業界における専門的な知識および会社経営に係る豊富な経験と幅広い見識を有し、経営監視機能の客観性および中立性を確保するためにおいても適任であり、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものではありません。また、当社の独立性判断基準も満たしております。従って、一般株主との間に利益相反行為が生じる恐れがないと判断し選任しております。

近藤登		近藤氏は、金融業界における専門的な知識および会社経営に係る豊富な経験と幅広い見識を有し、経営監視機能の客観性および中立性を確保するためにおいても適任であり、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものではありません。また、当社の独立性判断基準も満たしております。従って、一般株主との間に利益相反行為が生じる恐れがないと判断し選任しております。
-----	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人にEY新日本有限責任監査法人を選任し、期中の会計処理および決算内容について会計監査を受けることにより、経営の透明性を図っております。また、会計監査人から取締役会および監査役会に対して定期的に監査結果の報告を受け、改善に努めております。内部監査部門は代表取締役社長直轄であり、毎期独自に社内各部門への業務監査を実施し、その内容を監査役と共有しております。また、監査役からの意見や指摘事項を次の内部監査に反映しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西河直	他の会社の出身者													
越川靖之	他の会社の出身者													
大河内一弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

西河直	西河直氏は過去において株式会社豊通シスコムの取締役であったことがあります。当社と株式会社豊通シスコムとの間には、同社が当社株式の2.39%を保有する資本関係にあります。また、当社と株式会社豊通シスコムとの間には販売取引があり、2018年3月期における連結売上高に占める割合は6.1%であります。	西河直氏は、情報サービス業界における専門的な知識および会社経営に係る豊富な経験と幅広い見識を有し、客観的な視点から監査が可能です。経営監視機能の客観性および中立性を確保するためにおいても適任であり、また、当社の独立性判断基準も満たしております。従って、一般株主との間に利益相反行為が生じる恐れがないと判断し選任しております。
越川靖之		越川靖之氏は、金融業界における専門的な知識および会社経営に係る豊富な経験と幅広い見識を有し、経営監視機能の客観性および中立性を確保するためにおいても適任であり、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものではありません。また、当社の独立性判断基準も満たしております。従って、一般株主との間に利益相反行為が生じる恐れがないと判断し選任しております。
大河内一弘		大河内一弘氏は、人事・総務における責任者としての実務経験および会社経営に係る豊富な経験と幅広い見識を有し、経営監視機能の客観性および中立性を確保するためにおいても適任であり、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものではありません。また、当社の独立性判断基準も満たしております。従って、一般株主との間に利益相反行為が生じる恐れがないと判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役および社外監査役は、東京証券取引所が定める独立性の基準、ならびに当社社外役員の「独立性判断基準」を満たしており、社外取締役および社外監査役全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

現在、当社は取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施していませんが、任意の報酬諮問委員会の設置を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬額は以下のとおりであります。

役員報酬の内容(2018年3月期)

取締役報酬5名 81,750千円(うち社外取締役2名 8,100千円)

監査役報酬4名 25,050千円(うち社外監査役3名 12,150千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定した報酬総額の限度内で、経営成績、世間相場等を勘案のうえ、各取締役の報酬は取締役会で審議の上、代表取締役社長により決定し、各監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役・社外監査役の取締役会におけるサポートは経営企画部が行っており、取締役会資料の事前配布や必要に応じて事前説明を行っております。

また、社外監査役を含む監査役の職務の補助について監査役が必要とした場合、監査業務の支援のために補助すべき従業員をおくことができます。この従業員の決定に関しては、事前に監査役と協議のうえ、取締役会にて指名するものとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社には、相談役・顧問制度はありますが、現在該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 業務執行

取締役会は、効率的かつ機動的な経営を行うため、常勤取締役5名(うち女性1名)と社外取締役2名(社外取締役2名を取引所に対し、独立役員として届け出ております。)で構成され、会社の重要な業務執行の決定および個々の取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は毎月1回開催される定例取締役会のほか、迅速な意識決定を図るため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には監査役出席の下、経営全般および業績の進捗状況の報告、会社の重要事項について意思決定を行っております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを強化し、業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入しております。

この他に、全社が一体として事業の円滑かつ合理的な遂行を行うために必要な議論および情報の共有を目的として、取締役、執行役員および監査役ならびに各部門の責任者が出席する「経営会議」を毎月1回開催し、経営方針の伝達、利益計画および各案件の進捗状況の報告を受けております。

2. 監査・監督

監査役会は、監査役4名(うち女性1名)で構成されており、各取締役の職務執行を監督・監査するほか、業務の適法性や効率性、公正性の検証等を実施し、会社の内部統制が有効に機能するよう努めております。監査役1名は、当社経理責任者出身であり、財務・会計に関する十分な知見を有しております。また、監査役の機能強化のため、このうち3名は社外監査役(社外監査役3名を取引所に対し、独立役員として届け出ております。)であり、独立した立場から助言、提言等を行っております。

3. 内部監査

内部監査を担当する代表取締役社長直轄の専従組織として、内部監査室(1名)を設置し、内部監査規程および年間監査計画、監査実施計画に基づき、業務の適正性やコンプライアンス状況等の監査を実施し、監査結果を社長、監査役および被監査部門に報告、通知するとともに、是正措置の実行を求め、適宜、調査確認を行っております。

4. 会計監査人

当社の金融商品取引法に基づく監査業務を執行した会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人であり、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

- ・監査業務を執行した公認会計士の氏名および継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 高橋 浩彦(継続監査年数7年以内)
指定有限責任社員 業務執行社員 都 成哲(継続監査年数7年以内)

- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士6名、その他6名

5. 指名・報酬決定機能に係る事項

取締役および監査役候補者の選定は、法令に基づき取締役会において行います。取締役および監査役の選定に当たっては、会社に対する功績、経歴等に関する評価に加え、人格、見識等に関する評価を、十分な時間をかけて慎重に実施しております。報酬額の決定に当たっては、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、世間相場等を勘案のうえ、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役7名のうち2名を社外取締役としております。社外取締役は、経営陣から独立した立場で、取締役の業務執行の監督、意思決定の適正性を確保するための助言を担っております。

また、当社は、監査役4名のうち3名を社外監査役としております。社外監査役は、各々の専門性に基づき、企業活動の適法性・効率性に関して適切な助言・提言が行われており、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されています。

このように、当社の経営および経営に対する監視・監督の体制は十分に機能し得るものとなっていることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第38回定時株主総会は2018年6月27日に開催しました。
その他	第35回定時株主総会より、株主総会招集通知を当社ホームページ上に掲載しております。 第38回定時株主総会招集通知のホームページ上への掲載は、発送日より前の2018年6月8日に行いました。 (ご参考) http://www.sr-net.co.jp/ir/pdf/syousyuu_38.pdf

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。 (ご参考) http://www.sr-net.co.jp/ir/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算短信、第2四半期決算短信の説明会を開催しております。広くアナリスト、機関投資家の参加を募り、当社代表取締役社長が当該決算の内容および経営計画等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社、ホームページ (http://www.sr-net.co.jp) 内のIR情報サイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室が担当しております。電話、Eメール等による株主や投資家からの問い合わせにも対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、企業行動憲章を明文化し、ステークホルダーに対して当社のとるべき行動を明確にしております。企業の社会的責任を自覚し、法令および企業倫理を遵守するとともに、良識をもって、社会にとって有用な存在となるよう行動いたしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する方針(ディスクロージャーポリシー)を定め、Webサイトに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書、その他の情報については、「文書管理規程」および情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) における運用ルール等に基づき、適切に保管および管理を行うものとしております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営の中で考えられるリスクについては、「コンプライアンス管理規程」、「危機管理規程」、「内部監査規程」等の社内規程および情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) における運用ルール等を整備するとともに、必要な教育・訓練を実施し、組織横断的な監視を可能にする体制を構築しております。

また、内部監査室は、全社的なリスク管理体制の構築・運用状況についての内部監査を実施し、その内容を代表取締役社長に報告しております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定例取締役会 (毎月1回) を開催し、年度経営計画・中期経営計画に基づく予算管理・重要事項の決定ならびに取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会の監督機能強化を目的として、取締役会には監査役も出席しております。確認した経営計画の進捗により、必要に応じ、対応策の検討や見直しを行っております。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人 (以下、「従業員」という) の法令・定款および企業倫理の遵守を徹底するため、事務管理部に法務グループを設置するとともに、「コンプライアンス管理規程」を定め、コンプライアンスの維持・向上を図り、取締役および従業員に対する教育・研修を実施しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力との取引関係の排除、その他一切の関係を排除しております。また、事務管理部において、警察・弁護士等の外部機関や関連団体との信頼関係の構築と情報交換等を行うことで、反社会的勢力排除に係る連携体制を維持しております。

また、コンプライアンス違反および疑義がある行為について、「内部通報制度運用規程」を定め、これに沿った運用を行うとともに、通報者の立場を守るものとしております。法務グループは、上記取組みをサポートするとともに、必要に応じ顧問弁護士等の相談窓口を設けております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の指導および育成を図り、グループとしての方針の一元化・経営効率の向上を目的とし「関係会社管理規程」、「コンプライアンス管理規程」および「危機管理規程」を定め、これに定める各管理項目については、それぞれの担当部門の立場で管理・支援・指導を行い、事務管理部担当役員は全体を統括しております。

内部監査室は、当社における子会社管理状態について内部監査を実施するとともに、その結果、子会社での直接確認が必要と判断した場合には、子会社に出向き、協力を得たうえで、重要事項の実態を調査し、その結果を当社代表取締役社長に報告するものとしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査業務の支援のために補助すべき従業員を置くことができるものとしております。この従業員の決定に関しては、事前に監査役と協議のうえ、取締役会にて指名するものとしております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、指名された従業員に補助が必要な重要事項の指示命令ができるものとし、監査役から監査業務に必要な指示命令を受けた従業員は、取締役の指示命令を受けないものとしております。

8. 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および従業員は、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項および不正行為や重要な法令・定款違反行為を知りえた場合、「内部通報制度運用規程」に基づき、その内容をただちに報告するものとしております。また、「コンプライアンス管理規程」に基づき、同規程に違反する事実を知りえた場合も上記と同様としております。また、子会社からの内部通報は、当社の事務管理部担当役員、監査役等に直接通報することができるものとしております。これにより情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行いません。

上記について、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および従業員に対して報告を求めることができるものとしております。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家に相談することができるものとしております。

10. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に基づく権限を持ち独立性を確立するとともに、内部監査室・会計監査人との緊密な連携を維持し、自らの監査の実効性を確保しております。

また、監査役は代表取締役社長および取締役との定期的な意見交換会を開催しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本方針

当社は、反社会的勢力など社会秩序や生活安全に脅威を与えかねない団体や個人とは、一切関係を持たないものとし、不当な要求にも屈せず毅然とした対応を行っていくことを基本方針としております。

2. 整備状況

・当社は反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することを、当社の企業行動憲章に設け、全役職員は、この行動憲章の精神を実現することを自らの役割であることを認識し、行動しております。

・当社の事務管理部において、警察・弁護士等の外部機関や関連団体との信頼関係の構築と情報交換等を行うことで、反社会的勢力排除に係る連携体制を維持しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

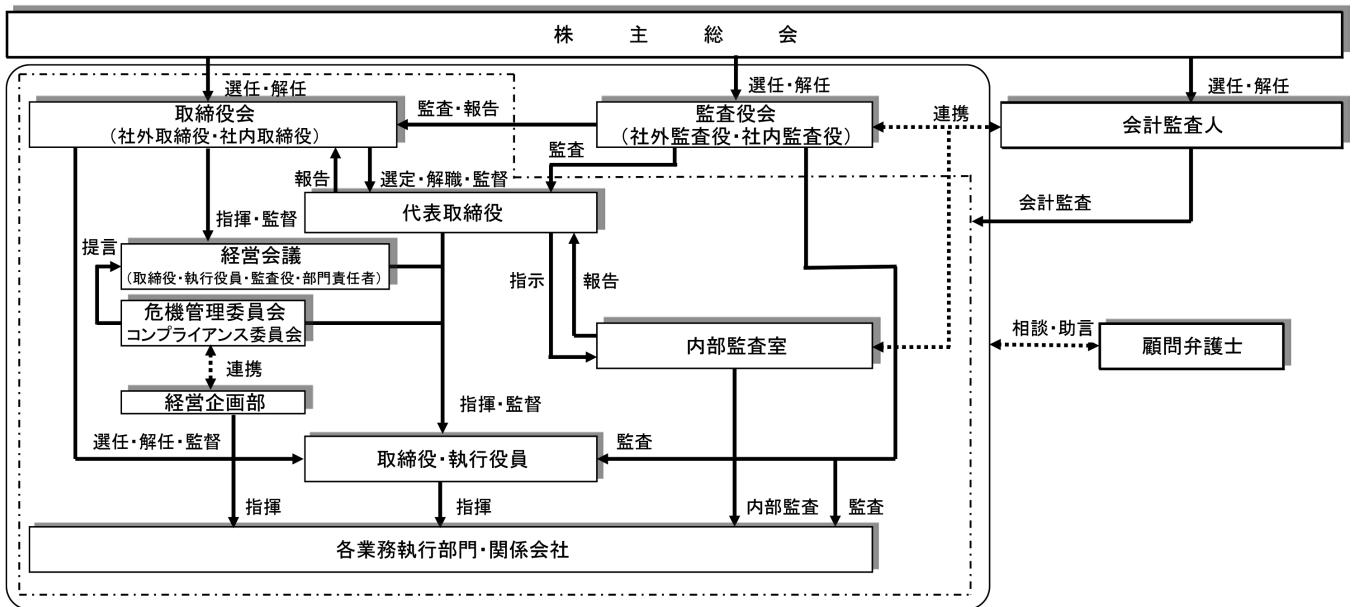
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

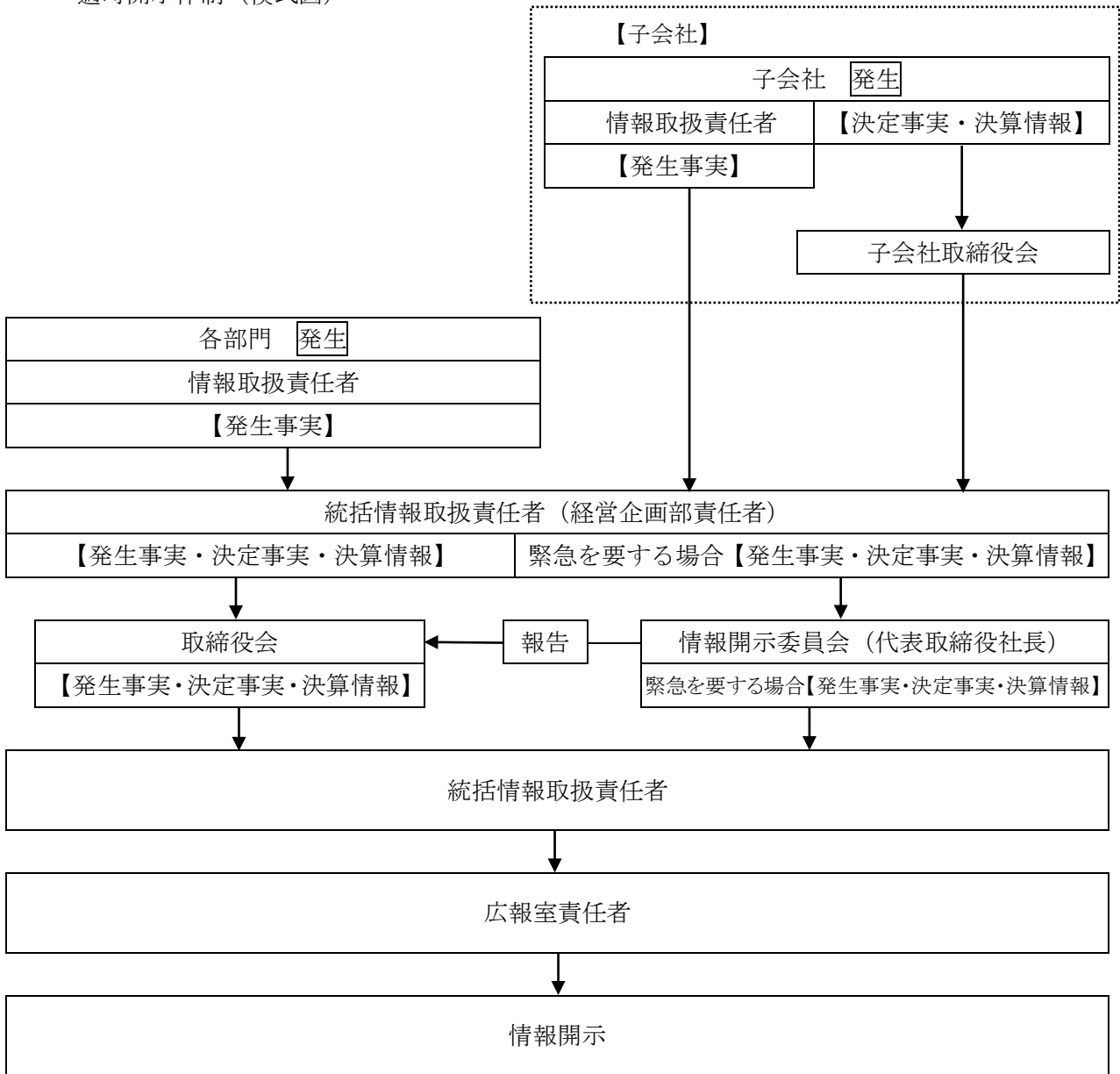
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

当社は、当社各部門および子会社において決定または発生した事実を、統括情報取扱責任者（経営企画部責任者）が一元的に把握・管理し、適時適切に管理するための社内体制を整えております。

内部情報管理規程ルールに基づき報告された重要事項のうち、機関決定を必要とする事項については、統括情報取扱責任者により重要事項決定機関である取締役会に上程されます。取締役会で承認または決議された重要事項のうち適時開示規則で開示を求められているもの、当社が適時開示をすべきであると判断したものは、統括情報取扱責任者により迅速な適時開示を行うこととしております。なお、当社はこの開示過程で常に統括情報取扱責任者を経由し管理することで、重要事項の開示前の社内への情報漏洩を防ぐ体制を整えております。



適時開示体制（模式図）



注) 情報取扱責任者は、各部門は部門責任者、子会社においては代表取締役社長とする。
 情報開示委員会は、代表取締役社長、広報室責任者、経理部責任者および経営企画部責任者で構成される。
 情報開示委員会の決議は、情報開示委員の過半数が出席し、その情報開示委員の過半数をもって決議する。